



2025年6月19日

各位

会社名 日野自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 小木曾 聡
(コード 7205 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 渉外広報部 部長 飯島 真琴
(TEL. 042-586-5494)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるトヨタ自動車株式会社について、支配株主等に関する事項は以下のとおりです。

a 親会社の商号等

(2025年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
トヨタ自動車(株)	親会社 (注)	50.2	—	50.2	株式会社 東京証券取引所 プライム市場 株式会社 名古屋証券取引所 プレミア市場 ニューヨーク証券取引所 (米国) ロンドン証券取引所 (英国)

(注) 2025年6月10日付「当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る経営統合契約の締結に関するお知らせ」で開示したとおり、2026年4月1日を予定日として、当社と三菱ふそうトラック・バス(株)の経営統合を行い、統合会社が持株会社として両社の完全親会社となる予定です。これにより、トヨタ自動車(株)は当社の親会社に該当しないこととなり、当該統合会社の大株主となる予定です。

b 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

① 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係

トヨタ自動車(株)は当社議決権の50.2%を所有する親会社です。当社は親会社からランドクルーザー250の生産を受託するとともに、トヨタグループの商用車メーカーとして小型トラックの開発・生産を行っております。また、当社海外製造子会社は、親会社グループ企業との間で、ユニット・部品の供給や、小型トラックの受託生産を行っております。親会社の企業グループに対する売上比率は22%となっております。また、親会社より資金調達を行っております。

その概要は以下の通りです。

親会社からの借入額：2,619億円（前年度末 1,866億円）

② 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスクおよびメリット

トヨタ自動車(株)は当社議決権の50.2%を所有しており、事業活動を行う上での承認事項はありますが、円滑な意思疎通を図っており、当社が意思決定を行う上で制約となるものではありません。

③ 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方およびそのための施策

当社はトヨタグループの商用車メーカーであり、親会社の企業グループの中で明確な棲み分けがなされております。また、親会社より資金調達を行っておりますが、当社の事業活動の独立性に影響を与えるものではないと考えております。

④ 親会社等からの一定の独立性の確保の状況（理由を含む）

当社はブランドビジネス（日野ブランド）を有しており、売上比率は78%を占めております。日野ブランドビジネスにおいては、当社独自の商品企画、研究開発、調達、製造、販売活動を行っており、親会社の企業グループから独立性が確保されていると考えております。

c 親会社等との取引に関する事項

（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

会社名	所在地	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)	科目	期末残高 (百万円)
トヨタ自動車(株)	愛知県豊田市	自動車製造	直接50.2%	乗用車の受託生産 小型トラックのOEM供給 当社への役員の派遣等	製品の販売等	153,218	売掛金	22,745
					製品の仕入等	33,898	買掛金	45,429
					短期資金の借入（純額）	91,399	短期借入金	261,589
					長期借入金の返済	12,872	一年内返済予定の長期借入金	180
							長期借入金	180
					利息の支払い	7,564	未払利息	117

（注）「取引金額」欄には消費税等を含まず、「期末残高」欄には含めて記載しております。

d 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

上述の如く、当社は独自のブランドビジネスを有しており、親会社の企業グループの中でも、明確な棲み分けがなされていること等から、事業活動において一定の独立性が確保されていると考えております。

また、親会社への製品の販売等については、原材料やエネルギー費の市場価格や労務費変動などを勘案して、毎期価格交渉の上決定しております。資金借入時の利率については、市場金利を勘案して一般的取引と同様に決定しております。

これら、当社と親会社グループの重要な取引については、独立社外取締役のみにより構成される特別委員会に事前に諮問し答申を得たうえで、取締役会において取引の妥当性を判断することとしております。

従って、親会社との取引が、当社ひいては少数株主の権利を害することは無いと考えております。

以上